

(案)

あま市パートナーシップ条例
(仮称)素案に関する提言書

あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会

目 次

I	はじめに	1
II	条例素案の概要	2
1	条例素案の名称	2
2	条例素案の考え方	2
3	条例素案の体系図	3
III	あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例素案	4
	前文	4
	総則	5
	第1条 目的	5
	第2条 定義	5
	第3条 基本理念	6
	まちづくりの主体	7
	第4条 まちづくりを担う主体	7
	第5条 市民の役割	7
	第6条 地域組織の役割	8
	第7条 市民活動団体の役割	8
	第8条 事業者の役割	8
	第9条 市の責務	9
	施策	9
	第10条 基本施策	9
	第11条 まちづくり委員会	10
	雑則	11
	第12条 委任	11
	附則	11
IV	おわりに	12
V	参考資料	14
1	あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会設置要綱	14
2	あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会委員名簿	15
3	策定の経過	16

I はじめに

私たち「あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会」は、市民がまちづくりの
主役となって、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を定める「あま市パ
ートナーシップ条例(仮称)」の素案を策定し、市長に提言することを目的として、平
成23年7月14日、公募市民、地域組織、市民活動団体などの関係者16名が、ア
ドバイザーの指導のもと、検討をスタートさせました。

策定委員会では、提言に向けての検討をこれまで〇回開催し、ワークショップ手法
を取り入れながら活発な議論を重ねてまいりました。また、策定委員会とは別に、委
員6名が自主的な勉強会を開き、それぞれの思いや意見を出し合い、そこで得られた
議論を策定委員会で検討しながら、市民に分かりやすい条例素案の策定に努めました。

あま市は、まだ合併して間もないこともあり、様々な問題を抱えています。こうし
た問題を解決していくには、市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び市が、パ
ートナーシップを組みながら協働によるまちづくりを推進していくことが不可欠であ
ります。この条例素案には、一生涯住み続けたいまちの実現に向けて、多くの市民が
積極的にまちの課題に取り組み、そして、まちづくりに参加することで、安全安心で
ぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、子どもたちに引き継いでいきたいとい
う思いが込められています。

市民主体によるまちづくりを一層進めるため、あま市におけるまちづくりの基本的
なルールを定めるものとして、あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例の素
案を提言いたします。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会

Ⅱ 条例素案の概要

1 条例素案の名称

この条例素案は、市民をはじめとする様々な主体がまちづくりに参加する上で、あま市におけるパートナーシップによるまちづくりを推進するための基本理念や基本的なルールについて共有することを目的としています。

このため、条例素案の名称は『あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例』として提案します。

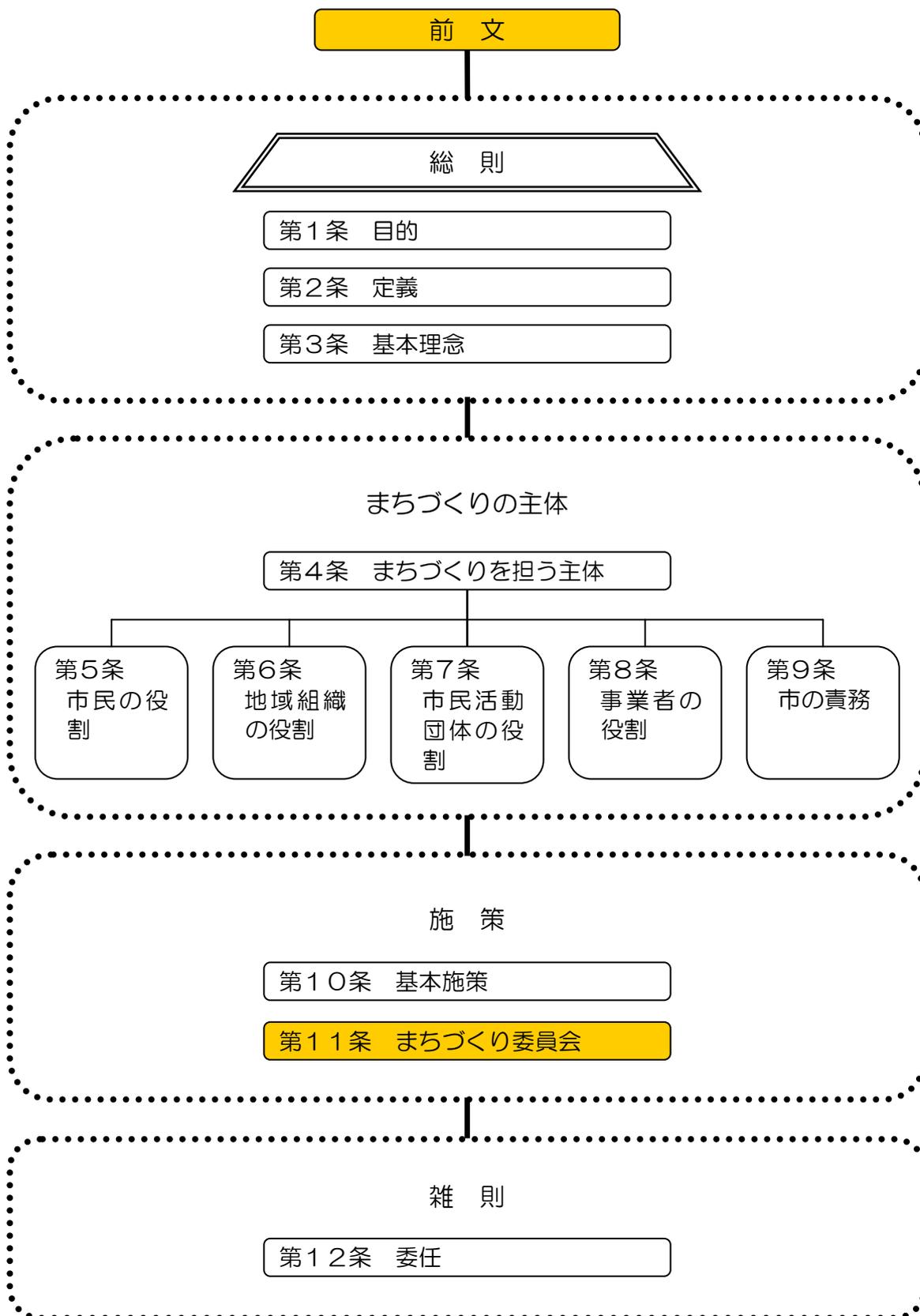
2 条例素案の考え方

近年の少子高齢化、核家族化、情報化などに伴い、市民の価値観や生活スタイルが多種多様化しており、自治体を取り巻く社会情勢も大きく変化をしています。

特に、3つの町が合併して誕生したあま市では、それぞれが多様な地域性を形成してきたため、その歴史や文化、自然などの資源を生かしながら、新たな価値を創造していくまちづくりを進めていく必要があります。市民にとって、いずれも地域を思う気持ちは共通であるはずで、そうした人々が知恵や力を出し合いながら、地域の特色を生かした活力ある地域社会をつくっていくことが大切です。

これからのまちづくりは、行政だけにすべてを任せるのではなく、市民一人ひとりがまちづくりの担い手としての自覚を持ち、まちの課題に自発的に取り組むことが必要不可欠であります。さらに、地域組織、市民活動団体及び事業者などの様々な主体と連携・協力していくことによって、ずっと住み続けたいくなるようなまちづくりを推進し、子どもたちに引き継いでいくことが、私たちの役割でもあると考えます。

3 条例素案の体系図



Ⅲ あま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例素案

(前文)

私たちが住むあま市は、広大な濃尾平野とそこを流れる河川の恩恵を受け、肥沃な大地と豊かな水に恵まれ、農業を中心に発展しつつ、歴史と文化を形成してきました。古来の芸術と華やかさを今に伝える七宝焼、蜂須賀正勝とゆかりのある蓮華寺、そして、尾張四観音の一つで多数の重要文化財を有する甚目寺観音など、古人の残した数多くの遺産と共に暮らすまちでもあります。また、近年は都市化の進展に伴い、田園風景と住宅地との調和がとれた緑豊かな地域を形成しています。

あま市は、七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町が手と手を取り合って生まれました。互いの特色を生かし、かつ、補完しながらのまちづくりを目指し、地域の連帯感により生まれた助け合いの精神や、数多くの地域活動とそれを支える市民たちによって、より良いまちづくりをしていこうという取り組みが行われています。一方で、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化が、地域のつながりを薄れさせ、市民の連帯感が希薄になりつつあります。また、市民の価値観が多種多様化する中で、その複雑化したニーズに対する公共サービスを行政だけで提供することが難しくなっています。

一生涯住み続けたいまちを築いていくには、この地域に顕在し、又は潜在している市民の力、自然・歴史・文化など様々な地域資源を最大限に生かすことが求められます。市民一人ひとりがまちづくりの主役として、まちの課題に自発的に取り組み、その知恵や力を生かし合うために、それぞれが手をつなぎ合える環境を作らなければなりません。また、まちづくりを担う市民、地域組織、市民活動団体及び事業者並びに市が対等な立場で助け合い、パートナーシップを組み、連携し、協働していくことが大切です。

パートナーシップの推進は、個々では成し得ない創造的なまちづくりを目指すものです。市民等と行政が共に連携して、豊かな自然を残し、歴史と文化を守り育て、安全安心でぬくもりのある暮らしやすいあま市を築き、さらには明るい未来を子どもたちに残すため、ここにあま市みんなでまちづくりパートナーシップ条例を制定します。

【趣旨】

前文は、条例制定の必要性などの背景と、今後あま市が目指していく姿などを示しています。

【解説】

七宝町・美和町・甚目寺町の旧3町が合併して誕生したあま市の歴史や特性などに触れ、3つの地域がパートナーとして手を取り合い、一体感のあるまちづくりに取り組む決意を示しています。

著しく変化する社会情勢の中、あま市が目指すべき地域社会の実現には、行政のみではなく、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者の力が必要であります。パートナーシップによるまちづくりを推進するための条例を制定することで、こうした力を結集し、市民が一生涯住み続けたいと思えるまちを築き、次代を担う子どもたちへの継承を目指すものです。

(目的)

第1条 この条例は、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者（以下「市民等」という。）並びに市が、パートナーシップによるまちづくりを推進する上で必要な事項を定めることにより、地域の特色を生かした活力ある住み良い地域社会の実現に寄与することを目的とする。

【趣旨】

本条は、この条例の目的を定めたものです。目的の規定は、条例を構成する条文のはじめに、条例の目的を示し、それぞれの条文の解釈となるものです。

【解説】

これからのまちづくりは、行政だけが担うのではなく、市民など地域の様々な主体が、パートナーとして共に支えあい、協働しながら地域の課題を解決し、活力に満ちた住み良い地域社会の実現を目指していくことが必要であるため、その基本理念や基本的なルールを定めるものです。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちづくり 地域の特色を生かした活力ある住み良い地域社会をつくるための取り組みをいう。
- (2) パートナーシップ 市民等及び市が、対等の立場で協力し、かつ、連携し、役割や責任を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係をいう。
- (3) 協働 同じ目的のために役割を分担し、かつ、補完し、共に協力して働くことをいう。
- (4) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者及びまちづくりに関わる者をいう。
- (5) 地域組織 区（合併前の旧3町の大字の区域をいう。）、町内会、コミュニティ及びこれに類する地域で生活することを縁として活動を行う組織をいう。
- (6) 市民活動団体 営利を目的とせず、公益的な活動を自主的に行う組織をいう。ただし、その活動が宗教的活動及び政治的活動に該当するものを除く。
- (7) 事業者 市内で事業を営む個人、法人その他団体をいう。

【趣旨】

本条は、この条例で使用する基本的な用語である「まちづくり」、「パートナーシップ」、「協働」、「市民」、「地域組織」、「市民活動団体」、「事業者」の7つの用語を掲げ、その定義を示しています。

【解説】

○まちづくり（第1号）

市民一人ひとりがまちの課題に積極的に取り組み、活力ある住み良い地域社会の実現するための活動や事業を「まちづくり」としています。

○パートナーシップ（第2号）

まちづくりを担う複数の主体が、共同で何かを行うための対等な協力関係を「パートナーシップ」としています。

○協働（第3号）

まちづくりを担う複数の主体が、それぞれの責任と役割分担に基づいて、共に力を合わせて活動することを「協働」としています。

○市民（第4号）

住民票の有無にかかわらず市内に住んでいる人のほか、あま市に通勤・通学している人、市内で地域活動や市民活動などの公共的な活動を行っている人を「市民」としています。

○地域組織（第5号）

地域に生活していることを縁としており、その地域内の生活環境や暮らしを良くしたり、つながりや親睦を深めたりする活動に関わる組織や団体を「地域組織」としています。

○市民活動団体（第6号）

市民等が自ら課題を見つけ、自発的かつ自主的に取り組む営利を目的としない社会貢献活動を、組織的かつ継続的に行う団体を「市民活動団体」としています。

○事業者（第7号）

営利を目的に活動する企業や個人経営の商店などを「事業者」としています。

（基本理念）

第3条 市民等及び市は、第1条の目的を実現するため、次に掲げる基本理念にのっとり、パートナーシップによるまちづくりを推進するものとする。

- (1) 市民参加によって、市民主体のまちづくりに取り組むこと。
- (2) それぞれの役割と特性を理解し、互いに補完し合いながら、対等な立場で目標を立て協力すること。
- (3) 理解及び信頼関係を築くために、互いに必要な情報を共有し、活動を推進すること。
- (4) それぞれが持つ人材、場所、資材、資金、情報等の提供に努めること。

【趣旨】

本条は、市民等及び市がパートナーシップによるまちづくりを推進するうえで、基本となる考え方を基本理念として規定しています。

【解説】

この条例の基本理念として、

- ①主体的な市民の参加
- ②相互理解と対等な協力関係の構築
- ③情報の共有
- ④相互支援

という4つの考え方を示しています。

(まちづくりを担う主体)

第4条 パートナーシップによるまちづくりを担う主体は、市民等及び市とする。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを担う主体について示しています。

【解説】

パートナーシップによるまちづくりを推進していくには、この地域の様々な人や組織などが、それぞれの役割と責任を果たしながら、相互に連携・協力していくことが大切です。

(市民の役割)

第5条 市民は、一人ひとりがまちづくりの担い手としての役割を自覚し、地域への関心を高め、積極的にまちづくりに参加し、及び協力するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを担う主体として、市民の役割について示しています。

【解説】

これからの市民は、自分たちのまちは自分たちで良くしていこうという意識を持つことが求められており、その第一歩として、自分たちのまちに関心を持つことが必要です。市民一人ひとりが、できることからまちを良くする活動に積極的に参加したり、協力したりすることが期待されています。

(地域組織の役割)

第6条 地域組織は、自らの活動が広く市民に理解されるよう努めるとともに、市民に対してまちづくりへの参加を促し、地域の特性を生かしたまちづくりに努めるものとする。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを担う主体として、地域組織の役割について示しています。

【解説】

地域社会を構成している組織の中で、もっとも市民に身近なのが、区、町内会、コミュニティなどの地域組織です。

住環境の変化などにより人と人とのつながりが希薄になりつつある中で、地域組織の意義と責任を自覚し、その活動が市民に理解される姿勢が必要であり、また市民に参加を促して、地域の課題解決に取り組んでいくことによって、地域の連帯感が高まることが期待されています。

(市民活動団体の役割)

第7条 市民活動団体は、自らの活動の社会的意義と役割を自覚して、まちづくりに取り組むとともに、その活動が広く市民に理解されるよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを担う主体として、市民活動団体の役割について示しています。

【解説】

近年、より良い地域社会の形成を目的に、自主的・主体的に活動しているボランティア団体、NPOなどが数多くあります。

こうした市民活動団体は、まちづくりにおける団体としての役割と社会的意義を認識し、積極的な情報発信に努めるとともに、市民や地域を巻き込みながら、より効果的なまちづくりにつながることが期待されています。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、地域社会の一員として、パートナーシップによるまちづくりへの理解を深め、地域社会に貢献するよう努めるものとする。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを担う主体として、事業者の役割

について示しています。

【解説】

市内には、数多くの企業や個人商店などがありますが、こうした事業者も地域社会を構成する一員として、本来の経済的活動のみではなく、社会貢献活動にも取り組んでいくことが期待されています。

(市の責務)

第9条 市は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に取り組まなければならない。

2 市は、市民等によるまちづくりへの自主性及び自立性を尊重し、協働の促進に向けた環境整備に努めなければならない。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを担う主体として、市の責務について示しています。

【解説】

市は、パートナーシップによるまちづくりを推進するために、市民、地域組織、市民活動団体及び事業者が、主体的にまちづくりに取り組むことができる環境を整え、市全体で次条に掲げる事項について取り組むものとする。

また、市民等が行う活動の自主性、自立性を尊重したうえで、市民等と市が協働してまちづくりを進めていく必要があります。

(基本施策)

第10条 市は、パートナーシップによるまちづくりを推進するため、次に掲げる施策の実施に取り組むものとする。

- (1) 市政への参画機会の提供に関すること。
- (2) 活動に必要な物品等及び場所の提供に関すること。
- (3) 情報の収集及び提供に関すること。
- (4) 人材、組織等の育成に関すること。
- (5) 財政支援に関すること。
- (6) 普及啓発に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりを推進するための基本となる施策について示しています。

【解説】

市では、まちづくりを担う様々な主体が、連携・協力してまちの課題解決に取り組むことができる環境整備を行う必要があります。

○市政への参画機会の提供（第1号）

各種審議会等への市民委員を広く公募して、登用を推進するとともに、市長との直接対話による交流や市民の意見・提案等を施策に反映するものです。

○活動に必要な物品等及び場所の提供（第2号）

活動する上で必要となる物品等や公共施設の貸し出しを行うとともに、市民等が気軽に集まることができる交流の場を提供するものです。

○情報の収集及び提供（第3号）

様々な活動に関する情報の収集、提供を行い、市民等と市が情報を共有するものです。

○人材、組織等の育成（第4号）

まちづくりを担う人材、組織等の育成を図るための講座、勉強会等を開催するとともに、市職員の意識改革を促すための研修を開催するものです。

○財政支援（第5号）

団体の自立を促すため、活動にかかる経費の一部を助成することで財政面での支援を行うものです。また、市民や企業等からの寄附による支援の仕組みづくりを行うものです。

○普及啓発（第6号）

広く市民に対して協働の必要性を周知するため、フォーラムや講演会等を開催したり、協働のPRパンフレットの作成・配布を通じて普及・啓発活動を行うものです。

○前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること（第7号）

上記6号のほか、社会情勢や活動形態の変化により必要が生じた場合に対応するものです。

（まちづくり委員会）

第11条 パートナースHIPによるまちづくりの推進に関する必要な事項を審議し、前条に定める基本施策の具体的な実行を推進するため、市に、あま市まちづくり委員会を置く。

【趣旨】

本条は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要な事項の審議等を行うため、あま市まちづくり委員会の設置を規定したものです。

【解説】

あま市まちづくり委員会は、パートナーシップによるまちづくりの推進に関する必要事項について、協議、検討及び審議を行うとともに、第10条に定める基本施策の円滑な推進を図るため、市に対して意見・提言などを行う役割を担うも

のです。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

【趣旨】

本条は、この条例に定めるもの以外で条例の施行に関して必要な事項は、市長が別に定めることを規定したものです。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

IV おわりに

この提言書は、私たち「あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会」の各委員が、○回の策定委員会と○回の勉強会を経てまとめたもので、3つの町がパートナーとしてスクラムを組んで誕生したあま市にふさわしい協働への思いを形にしたものです。

これまでの条例は、行政主導による策定が主であった感がいたしますが、今回、この策定委員会では、公募市民や各種団体の関係者などが意見を交換し、お互いの立場を思い考えながら素案を作り上げました。まさに、こうした作業自体が協働という形の一つであることを認識いたしました。

私たちは、この条例の制定を機に、市が今まで以上に市民参画の機会を提供し、協働施策に対し積極的に取り組んでいただきたいと考えています。そして、この条例が前例にとらわれることなく運用され、実効性のあるものになることを望んでおります。

なお、パートナーシップによるまちづくりに求められる具体的な取り組み項目を挙げましたので、今後、本条例に基づく施策を展開するために、まちづくり委員会と協力し、効果的かつ効率的な運用をお願いいたします。

1. 各種審議会等への市民公募委員の登用やまちづくり意見箱等の設置により、市民の意見・提案を施策に反映させるとともに、各種ミーティングを開催して市長との直接対話による交流を図ること。また、まちづくり活動に関する様々な情報の収集・提供を行い、情報の共有に努めること。

〈取り組み項目〉

- ・市民記者との協働による情報発信
- ・活動団体の登録制度（データベース化）の導入とまちづくりネットワークの構築
- ・ホームページ等を活用した市民への総合的な情報の提供

2. パートナーシップによるまちづくりの必要性やまちづくり活動の取り組み事例を積極的にPRし、市民等の協働に対する意識の向上を図ること。また、市民講座等を開催することにより協働のパートナーとなる人材を育成するとともに、市職員に対しても協働に向けた意識の高揚を図り、まちづくりを担う人づくりに努めること。

〈取り組み項目〉

- ・市民講座（リーダー養成講座、入門講座など）の開講
- ・職員の意識改革を促す研修の開催
- ・協働フォーラムの開催
- ・パートナーシップによるまちづくりに向け、PRパンフレットの作成、配布

3. 活動の拠点となる場の確保や活動に必要な物品等及び公共施設について、市民等が利用しやすい環境を整えること。また、市民や企業等からの寄附の仕組みづくりや団体に対する活動資金の援助など、市民の協働に対する機運の醸成を図りながら、活動支援に努めること。

〈取り組み項目〉

- ・ 活動拠点、交流、相談支援などの機能を有した市民活動センター(仮称)の設置
- ・ 備品（パソコン、プリンター、プロジェクター、コピー機、机、テントなど）の整備、貸し出し
- ・ 市民活動推進事業補助金制度の見直し、充実
- ・ 税金以外に市民等からの寄附金によるパートナーシップ基金(仮称)の創設

4. パートナーシップによるまちづくりを推進するため、市の役割として全庁的な推進体制を整えるとともに、まちづくり委員会と連携・協力し、協働事業の推進に努めること。

〈取り組み項目〉

- ・ 協働事業の推進のための審議等を行うまちづくり委員会の設置
- ・ 協働の取り組みの総合調整を行う担当窓口の設置

パートナーシップによるまちづくりは、時代や社会情勢の変化によって取り組み方が変わりますし、また、条例を運用する中で問題等が発生する場合があります。その都度、見直しを行うことによって、市民とともに成長していく条例を目指します。

今後、この条例に基づき、市民、地域組織、市民活動団体、事業者及び市が、ともにその役割を果たし、連携、協働しながら、住み良いあま市の実現のために一体となって取り組んでいくことを期待します。

V 参考資料

1 あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 市民等と行政との協働であま市パートナーシップ条例(仮称)(以下「条例」という。)を策定するにあたり、あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査、研究及び検討し、その結果を市長に提言するものとする。

- (1) あま市の協働のあり方
- (2) 条例に盛り込むべき事項
- (3) 条例を実効性あるものとするための方策

(委員)

第3条 委員会は、委員20名以内で組織する。

2 委員は、下記のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民活動団体関係者
- (2) 公募市民
- (3) 事業所関係者

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する提言を行う日までとする。

4 委員への報酬、旅費等の支給は行わない。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長の指名により決定するものとする。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の会議は、委員の過半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

(アドバイザー)

第6条 委員会にアドバイザーを置くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、企画財政部企画政策課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 あま市パートナーシップ条例(仮称)策定委員会委員名簿

役職	氏名	備考
委員長	佐藤 敬治	公募市民
副委員長	永田 大嗣	公募市民
委員	伊藤 孝文	七宝町商工会 会長
委員	小鹿 恭一	木折区長
委員	加藤 節子	あま市ボランティア連絡協議会 会長
委員	加藤 直子	公募市民
委員	川原 史子	NPO 法人ママ・ぷらす 理事長
委員	佐藤 益美	あま市 530(ゴミゼロ)運動推進連絡会 会長
委員	鈴木 徳次郎	甚目寺区長
委員	立松 武子	NPO 法人ほっとネット・みわ 代表
委員	寺部 美子	公募市民
委員	長谷川 澄雄	沖之島コミュニティ協議会 会長
委員	平野 満枝	公募市民
委員	村上 博敏	本郷コミュニティ協議会 会長
委員	山田 治 ^(*1) 永津 勝彦 ^(*2)	安松区長 (*1 8月31日まで) (*2 9月1日から)
委員	渡邊 崇	公募市民

(五十音順)

○アドバイザー

武長 脩行 (椋山女学園大学 文化情報学部 教授)

3 策定の経過

項目	期 日	内 容
第 1 回 策定委員会	平成23年 7月14日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・委嘱状交付 ・委員長及び副委員長の選出 ・条例の趣旨等について ・今後のスケジュールについて
第 2 回 策定委員会	8月 3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークショップ「まちづくりに関する活動内容、課題・問題点、今後期待すること」 ・自治会活動、コミュニティ活動、市民活動に関するアンケート結果について
第 1 回 勉 強 会	8月 9日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例に目的、定義、基本理念に盛り込む内容について検討 ・その他、条例に規定する項目の検討
第 3 回 策定委員会	8月23日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・愛知県内の条例制定状況について ・ワークショップ「あま市パートナーシップ条例(仮称)の検討(名称、前文、目的、定義、基本理念)」
第 2 回 勉 強 会	9月 6日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・前文、目的、定義、基本理念についての検討 ・主体、施策に盛り込む内容についての検討
第 4 回 策定委員会	9月26日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市パートナーシップ条例(仮称)の内容について(名称、前文、目的、定義、基本理念) ・ワークショップ「あま市パートナーシップ条例(仮称)の検討(主体、施策)」
第 3 回 勉 強 会	10月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市パートナーシップ条例(仮称)素案の検討について ・提言書の構成について
第 5 回 策定委員会	10月24日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・あま市パートナーシップ条例(仮称)素案の検討について ・提言書の構成について
第 4 回 勉 強 会	11月 7日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書(案)の検討について
第 5 回 勉 強 会	11月15日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書(案)の検討について
第 6 回 策定委員会	11月21日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・提言書(案)の検討について
第 6 回 勉 強 会	平成24年 月 日()	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメの結果報告 ・提言書(案)の検討について
第 7 回 策定委員会	月 日()	<ul style="list-style-type: none"> ・パブコメの結果報告 ・提言書(案)の検討について ・提言